

佐賀県教育委員会訓令甲第2号

本 庁  
教育事務所

教育庁専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教育総務課長専決事項)</p> <p><b>第6条</b> 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) <u>教育情報システムの整備及び管理に関すること</u> (他課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(学校教育課長専決事項)</p> <p><b>第9条</b> 学校教育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p><u>(20) 略</u></p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p><b>第10条</b> 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 体育、学校保健<u>及び</u>学校給食に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 体育、学校保健<u>及び</u>学校給食に関する報告に関すること。</p> <p>(3) 体育、学校保健<u>及び</u>学校給食に関する研修会、講習会等の実施に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(教育総務課長専決事項)</p> <p><b>第6条</b> 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) <u>教育庁及び教育機関の情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(学校教育課長専決事項)</p> <p><b>第9条</b> 学校教育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p><u>(20) 教育情報システムの整備及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p><b>第10条</b> 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 体育、学校保健、<u>学校給食及び食育</u>に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 体育、学校保健、<u>学校給食及び食育</u>に関する報告に関すること。</p> <p>(3) 体育、学校保健、<u>学校給食及び食育</u>に関する研修会、講習会等の実施に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。